



1

### 博物館法 60周年を迎えて……6

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

博物館法とともに歩んで・その来し方行く末……6

博物館の進化と博物館学の深化……7

博物館の発展と機能の変化 7 / 全地球時代の博物館活動 8 / 博物館学の深化 9 / 結語 9

博物館行政の動向と現状……10

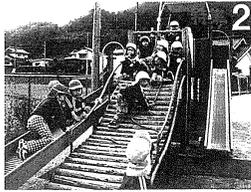
博物館とは 10 / 近代の博物館の経緯 10 / 博物館法の制定と博物館への支援 10 / 博物館をめぐる環境の変化を踏まえた制度改正等 11 / 学芸員の資質向上 11 / 近年の博物館関連の法整備 12 / 今後の課題 12

琵琶湖博物館の交流活動……12

美術館から街へ 街から美術館へ……13

地域に根ざした水族館を目指して～各機関との連携……14

はじめに 14 / 福岡市との連携「それいけ!海の冒険団」15 / 福岡県との連携「移動水族館教室」15 / 福岡市近郊の大学との連携展示 15 / 福岡県内各種博物館との連携 15 / 連携のポイントは? 15



2

### 子ども・子育て新システム

幼児教育を中心として……16

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

近年の幼児教育……16

幼児教育の振興 16 / 認定こども園制度の創設 17

子ども・子育て新システム……18

検討経緯 18 / 「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」(平成23年7月基本制度ワーキングチーム) 18 / 幼保一体化 18 / 費用負担 23 / 残された検討課題等と今後のスケジュール 23

よりよい教育を目指して……23

幼保一体化への移行 23 / 認定こども園としてのこれから 25

子どもの育ちをささえ、地域に根ざした認定こども園を目指して……25

神代認定こども園とは 25 / 取組の喜びをともに味わいながら 25 / 子育て支援に向けて 26 / 今後に向けて 26

#### 文部科学省 FLASH

平成23年秋の叙勲 勲章伝達式 / 平成23年秋の褒章伝達式 / 南極観測船「しらせ」南極へ出発 / グエン・クアン ベトナム科学技術大臣が中川文部科学大臣を表敬訪問……<表紙裏>

第26回国民文化祭、京都2011 / カナダ科学技術・イノベーション会議議長 ハワード・アルバー氏が中川文部科学大臣を表敬訪問 / 蔡武・中国文化部長(文化大臣)の中川文部科学大臣表敬……1

#### Activity report of MEXT

震災からの復旧・復興を目指して オールジャパンで支援活動が行われた博物館資料 つながる博物館……2

幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの検討 幼児教育を取り巻く近年の動向……3

展示で知る科博の研究活動……4

海外と地域をつなぐ授業の創造を目指して……27

知識基盤社会の実現を目指す韓国の生涯学習政策……28

イギリス/ドイツ/レバノン……30

小学校外国語活動の特色を踏まえた中学校での取組 交流活動と英語劇へのかかり 山口県防府市立富海小・中学校の取組……32

新校 宇都宮工業高等学校……34

静岡大学 / 松本大学……36

岐阜工業高等専門学校 / 有明工業高等専門学校……40

中国のイノベーションを実現する産学官連携政策……44

イノベーションの芽を育む科研費……46

東日本大震災における人工衛星の貢献……50

国立妙高青少年自然の家……52

NPO法人川西スポーツクラブ / ゆうゆうスポーツクラブ海南……54

京都国立博物館 文化財保存修理所……56

九州国立博物館文化交流展 新春特別公開 徳川美術館所蔵 国宝 初音の顔度……58

JICA地球ひろば 教師海外研修(教育行政担当者コース)……59

全国学力・学習状況調査の結果から見えてきた成果と課題 4年間を振り返って……60

大学・研究開発独法へのアンケート調査からみるベンチャーの設立状況(2009年度末時点)とベンチャー支援・産学連携の変化……62

FIRSTサイエンスフォーラム2 若者トップ科学者と語り! 科学の未来と日本……64

マレーグマ(高知県立のいち動物公園)……65

#### 国立科学博物館 NAVI

世界で活躍する日本の先生

NFE in the World

海外教育情報

外国語教育の推進

進む! 高校教育改革

進む! 大学教育改革

進化する高専 創造そして実践

海外科学技術なう

日本の学術研究を支える科学研究費補助金

frontier 先端技術開発

体験の風をおこそう

スポーツコミュニティの形成を目指して

博物館ななみ歩き

展覧会さんぽ

ESDの現場レポート

NIER 国立教育政策研究所 教育政策研究報告

NISTEP 文部科学省科学技術政策研究所の成果から見た科学技術政策

MEXT information

動物たちの生活

表紙 / 「系統広場」を観覧する入館者



国立科学博物館地球館1階の「系統広場」は、生きものたちがたどってきた系統を知ることができるシンボル展示です。地球上にすむ多様な生物は、互いに親戚関係にあり、床の系統樹をたどると、生物同士の間係や、生物が多様化してきた様子を知ることができます。

# 特集1 博物館法60周年を迎えて

本年平成23年は、博物館法が昭和26年に制定されてから、60周年にあたる記念すべき年です。博物館は、地域に関する貴重な資料を有し、学術上の価値のみならず、地域のアイデンティティ保持の観点からも重要な拠点であり、人々の知的好奇心に応えるとともに、心のやすらぎをもたらしている社会教育施設です。

また、生涯学習社会において、地域住民の学びの拠点としての役割を果たしていくことも期待されています。

博物館法60周年に寄せて、各地の博物館での特色ある取組の事例を紹介するとともに、博物館の現状や今後の課題等について解説します。

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

## 博物館法とともに歩んで その来し方行く末

日本博物館協会顧問  
中川志郎

偶然の一致なのだが、私の博物館とのかかわりは博物館法とともに始まった。東京・上野動物園に就職した昭和27年に博物館法が施行された（昭和26年制定）、爾来、60年、その歩みをもにしてきたからである。実を言うと、動物園に入るまで、この施設が博物館のカテゴリーに入る意識さえほとんどなかったのだが、当時の上野動物園長・古賀忠道氏がICOM<sup>※</sup>日本委員会委員を務められており、諸外国の新知識を披露され、動物園や水族館の博物館的意義を折に触れて叩き込まれたのである。

しかし、私の博物館意識が実感として覚醒したのは、昭和44年に海外派遣研修生としてロンドン動物園を中心として欧州で約9か月間を過ごした期間だ。展示施設の外観、内容はほとんど現代日本と差がないのに、利用者に見えない資料室、図書館、研究施設など知的集積の圧倒的存在感、それらを駆使しての教育、学習システムには大きな差があったのである。当時の都立動物園には、研究施設はおろか学習支援のための専門組織さえ皆無だった。

帰任後、飼育課内に動物行動研究班を組織

し、小規模ながら教育普及係を設置、それらと協働するための動物園ボランティア組織を発足させたのである。また、この新しい動物園のあり方を知ってもらうために「動物園学とはじめ」(玉川大学出版局刊)を上梓、その普及に努めた。

一方、(財)日本博物館協会の諸会議や文部科学省等が設置する審議会等にも積極的に参加し、生涯学習社会における博物館のあり方を模索した。博物館の神髄は多様性にあり、生涯学習社会の高度化する多種多様な市民需要に応えるには、館種、公私立を問わない全国的な協働組織化が不可欠と思ったからである。

このような中、私の郷里である茨城県に県立自然博物館建設の話が持ち上がり、急速、その計画段階から関与することになった。この時、私が基本理念として掲げたのは、従来から温めていた市民参加による生涯学習社会型博物館の実現である。その考えを実現するため、設計を既存博物館の例に頼らず、「子ども遊び環境」で知られる仙田満氏に依頼

## 博物館の進化と博物館学の深化

常磐大学大学院研究科長・教授

水嶋英治

今年で60周年を迎えた我が国の博物館法。数の面から見れば、日本はアメリカの1万8000館に次ぐ5700館の博物館大国である。しかし、我が国の博物館ははたして世界に通用する質的レベルに達しているのか、博物館経営に改善の余地はないのか等、冷静な目で分析することが必要であろう。本稿では、我が国の博物館の史的発展と機能変化を概観したあと、グローバル化時代における博物館の諸課題を整理し、それらの課題に応える博物館研究の必要性について論じることにしたい。

### 博物館の発展と機能の変化

文部省の統計によれば、1929(昭和4)年の博物館数はわずか106館であった(出典：文部省普通学務局編「常置観覧施設一覽」)。翌1930年には35館増えたものの141館、博物館法が制定される20年前の1931年では168館であった(出典：文部省社会教育局編「教育的観覧施設一覽」)。第二次世界大戦が始まるまでは微増傾向が続いていたが、1938年の320館をピークに、あとは195

1年の博物館法制定まで減少し続けていた。60年前の博物館数は202館であった。

途中経過は省略するが、我が国の高度経済成長期、バブル経済期には博物館建設が一種のブームになり、今から30年前の1981年には2080館、1991年には2803館、2010年には4040館となっている(出典は日本博物館協会編「博物館研究」の博物館統計、文部科学省の社会教育調査とは数字が異なることに注意)。そして今や、日本は世界第二の博物館大国になっているのである。

ここまで来るのに、目に見えぬ関係者の多大な努力があったことは確かである。駅弁大学ならず、各県に1館設立される総合博物館は時に駅弁博物館と揶揄され、どこを見ても同じような常設展示であるため金太郎アメと称されたことがあっても、日本人の勤勉さ、知性、根気、気力は、常に日本人の心の底に流れているもので、これなくして今日の博物館を築くことはできなかった、と断言できる。

しかし、問題はここから先で、博物館の量より「質」が問われているのである。この点は誰

し、自由に遊べる広大な自然環境と都会型自然博物館をマッチングさせたユニークな博物館となった。平成6年オープンとともに館長となり、およそ10年間在職、新しい時代の博物館の運営に携わり、その重要性を改めて実感した。

この間、平成10年から12年にかけて文部科学省から日本博物館協会への委嘱事業「博物館の望ましいあり方」の調査研究チーム座長として取り組み、その結果は「『対話と連携』の博物館理解への対話・行動への連携」(市民とともに創る新時代博物館)として結実した。平成13年、日本博物館協会会長であられた坂元直東京国立博物館長が急逝され、凶らずも私が日本博物館協会会長を拝命することとなり、およそ5年間を務めた。

こうしてみると、日本の博物館は順調に生涯学習時代の本流に乗ったようにも見えるが必ずしもそうではない。現代の経済優先、効率優先の波が博物館にも押し寄せ、特に、地方自治体博物館の指定管理者制度、独立行政法人・国立博物館の市場化テストなどが確実に勢いを増しているようだ。しかし、これらの制度は、長い目で見たら真に市民のための博物館運営とは言えないのではあるまいか。博物館の行く末に若干の不安があるとすれば、実にその一点である。

※国際博物館会議

しもが思うことであろう。博物館は文化発展の社会的インフラの1つであり、数が一定程度整ったならば、質を追求するのは当然である。国民全体が訪れる博物館の入館者数を2001年から眺めると、2007年をピークに減少傾向にある。統計的には「国民1人は1回以上博物館を訪れている」と言うことができて、それは数字のマジックで、おそらく実態は「行く人は年に何度でも行き、行かない人は数年に一度も行かない」というのが現実であろう。少子化、高齢化、経済格差等の社会的問題が背景にあるだろうが、国民の文化度・教育力を高めるのと同じように、博物館の質的向上が求められていると言っても過言ではない。

年	博物館入館者数(人)
2009	153,602,003
2008	165,102,601
2007	177,688,823
2006	148,195,174
2005	155,163,410
2004	166,088,604
2003	153,421,024
2002	154,716,812
2001	149,485,647

(日本博物館協会編『博物館研究』博物館統計より、筆者作成)

ところで、博物館の機能はこの半世紀の間どのように変化したのであるか。

19世紀後半に開館した東京国立博物館の時代から見れば、今日の博物館に求められる役割や博物館機能は大きく変化した。明治政府の殖産

となる。世界は日本以上に激変している。国際社会の変化は必ずや我が国の博物館界に影響を及ぼし、また逆に、日本の変化は世界にフィードバックされる。具体例をあげておこう。国際社会の中で展開される博物館活動は、国際条約、著作権法、博物館の職業倫理規程等が重視されなければならない。グローバル化する知識基盤社会では、物質文化としてのコレクションだけでなく、ネットワーク上の情報資源についても神経をこらしておかなければならないのは、博物館関係者ならば今さら指摘する必要はないだろう。サイバーミュージアム、バーチャル博物館など名称はさまざまであるが、デジタル化された博物館はさまざまな情報については、今後「量より質」が求められることになる。

世界的潮流を眺めれば、博物館界の変化は次のように指摘することができる。

- ①モノだけでなく、アーカイブ資料との融合・連結が進行中である(例:デジタルアーカイブ、デジタルミュージアム)
- ②実物資料がなくても記憶を記録し、新しい博物館建設が進んでいる(例:パリの国立移民史博物館)
- ③美術館の国際輸出・マーケティング展開が開かれている(例:米国ダグケンハイム美術館のスペイン・ビルバオ市への進出、ルーヴル美術館のアラブ首長国連邦アブダビへの進出)
- ④国際展覧会が大規模化している傾向がある

興業政策の1つとして開かれた内国勸業博覧会は美術工芸品をはじめとして多くの物産が展示されたが、回を重ねることに盛んになり(1877年、1881年、1890年東京上野公園、1895年京都、1903年大阪で開催)、我が国の産業技術の発達を促した。

しかし、博物館は未熟ながらも社会の役割を担う機関としてその役割が問われたとき、博物館の機能は、保存であったり、収集であったり、展示、調査研究、伝統文化の継承であったりした。結論を急げば、今日の社会が求める博物館機能は「教育」であり、生涯学習機関としての博物館は重要な役割を担っているのである。

2008年の博物館法改正に向けて、多くの委員会、検討会、作業部会が開催されたが、中川志郎理事長率いる検討チームは、最終的にメルクマールとしての『博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館』報告書(2000年12月)を提出した。その検討の過程で一番多く学んだのは、アメリカ博物館協会の『卓越と公平・教育と博物館の公共性』(1991)であった。博物館の卓越は何ものにも超えられず、教育の機会均等は博物館に与えられた使命である。博物館における教育の重要性は強調しても、し過ぎることはない。この報告書の中で、博物館は公共サービスと教育のための施設と定義したのである。博物館は、知的厳格性の伝統を守ること(卓越性)、そして「公平性」の実現に努めること、つまり、多様な社会層を包摂すること謳われている。「卓越と公平」には、次のような一節が登場する。

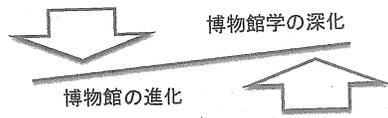
### 博物館学の深化

上に見てきたように、博物館は時代とともに発展し、博物館を取り巻く周辺環境の変化も大きいことが理解できたであろう。と同時に、博物館学の進展も博物館マネジメントに影響を与えてきたことも指摘しておかなければならない。

近年の博物館学の発展を一言すれば、カナダのEcomuseology(博物館経済学)、フランスのEcomuseology(エコ・ミュージエのための博物館学)や museologie scientifique(科学技術系博物館のための博物館学)、国際博物館学委員会 ICOM の新・博物館学運動(nouvelle museologie)、その他 tourism museology(博物館観光学)など、細分化傾向が見られる。しかし、博物館学という狭い領域をさらに細分化していくアプローチではなくむしろ反対に、他の学問領域の成果を包含し統合するアプローチを採用し

て、我が国の博物館の質的向上のために包括的な研究が必要ではないか。教育学・社会学・政治学・観光学・文化政策学・文化財科学・展示学・建築学・アーカイブズ学・保存哲学等の諸学問を融合・統合化して、博物館改善を研究することが求められていると考える次第である。

近年、欧米中心の博物館



「コレクションが博物館の心臓部であるとしたら、我々が教育とよぶようになってきたものの、即ち、資料と考え方を分り易く、かつ刺激的な方法によって提示しようとする努力こそ、博物館の精神である」。博物館の精神とは、何と崇高な表現であろうか……。

教育とは他者に及ぼす影響力である、と仮に定義しておくならば、博物館の教育力は国民生活を活性化する刺激剤の役割を果たさなければならぬ。博物館の教育力、総合力、すなわち「博物館力」が今ほど求められる時代はないのである。ならば、機能変化に伴う博物館の経営戦略を根本的に見直すべきではないか。こう考えることは当然であろう。それが博物館の進化につながるためであるから。

### 全地球時代の博物館活動

さて、変化が目前にあれば、その変化にどう対処していくべきか……と、考えるのは組織の習性であり責務である。太平洋の洋行たる時代には、博物館の存在は当然のこととしてとらえられていたであろうし、右肩上がりの経済成長期には多少の無理でも押しとせたとはいえず。しかし、バブル経済崩壊後に見られるように、右下傾向が続けば税収は落ち込み、その結果、1つのパイを分け合うため当然そこには競争原理が働く。財政悪化によって「弱いところから切り捨てられたが、博物館予算はその最たる例であろう。

一方、今日的な閉塞感の強さばかりに目が奪われていると、世界の情勢から取り残されることからアジア地域を重視した新たな「アジア博物館学」の構築を目指そうと議論が進められてきた。2008年頃から、アジアの博物館学研究を推進しようとする議論を重ねてきたが、ようやく今年の3月に日中韓の間に Museum Studies Network をつくること合意し、新たな学会活動を推進する第一歩を踏み出したのである。韓国の前博物館協会会長ベ・キドン教授の指摘した「アジア諸国に一番欠けているのは、博物館哲学である」という言葉とおど、博物館法60周年を迎えた今、博物館哲学を関係者全員で構築していく作業も必要であろう。キーワードを拾いあげれば、「公共」「参加」「運営哲学」「情報共有」等であろうか。

### 結語

日本の博物館界にも相当影響力をもったカール・グーズ著の『良き博物館にするために』(1957)の中で、彼は博物館にとって必要なのは「組織化」「体系化」であると繰り返して強調した。今60周年の節目にあたり、グーズのことは今一度噛みしめておきたい。不易流行。社会は変わる。しかし、変わらない部分もあるのが博物館である。我が国の博物館も「卓抜と均等」思想のように、博物館の公共的使命を胸にさらなる一歩を踏み出そうではないか。

# 博物館行政の動向と現状

## 文部科学省生涯学習政策局社会教育課

2011年は昭和26年(1951)に博物館法が制定されたから60周年という節目の年にあたります。そこで、我が国の博物館がたどってきた歴史を振り返るとともに、現在の博物館の姿をデータを交えてご紹介します。また、最近の博物館行政の動向もお伝えします。

### 博物館とは

「博物館」には、歴史系博物館、科学系博物館、美術館、動物園、植物園、水族館など多様な館種が含まれています。

また、博物館法的に「博物館」と言う場合は、教育委員会に一定の要件のもと登録された博物館を指しますが、この他に民間で営まれている多くの「博物館」等も、一般的には広く博物館と呼ばれています。

### 近代の博物館の経緯

「博物館」という言葉が日本語として登場したのは、幕末に遣欧使節団が欧米のmuseumに接したことをきっかけにと言われています。明治維新後、明治3年より政府は物産局仮事

務所を設けて物産を収集させ、博物館の基礎を置いていましたが、翌年文部省が設置された直後に文部省博物館に引き継がれました。これらを基に、海外諸国の博覧会にない多くの人々に産業文化に関する啓蒙を行うため、明治5年に我が国でも湯島聖堂において、文部省博物館による博覧会が開催され、これが現在の東京国立博物館の創設年とされています。続いて、現在の国立科学博物館の前身である教育博物館が設置されました。前者は、その後内務省、農商務省、宮内省と所管の変遷を経ています。また、京都や奈良にも博物館が設置されてきました。

明治時代後半以降は地域でも公立博物館が設置されるとともに、我が国初の私立博物館や私立美術館も誕生しています。その後関東大震災を経て、震災からの復興等を機に発足した「博物館事業促進会」、現在の(財)日本博物館協会が中心となって博物館設置運動が起こり、博物館建設が進みましたが、やがて戦争により多くの建設計画が中止となりました。

あわせて、文部省は昭和48年には「公立博物館の設置及び運営に関する基準」を告示し、博物館の整備・運営にあたっての一定の考え方を示しています。博物館をめぐる環境の変化を踏まえた制度改正等

博物館法では一定の要件を満たしたものを都道府県教育委員会が登録することとされ、また、昭和30年の法改正では登録博物館に相当する施設の指定等に関する規定が設けられました。さらに、昭和46年の法改正で、国立以外の博物館相

次第に多くなってきました。その後、平成15年には地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、博物館は設置者・運営者とも多様になってきており、一部の施設では制度導入に伴う問題が生じているとの指摘もあります。一方、地方における博物館の整備が進んできたことや地方分権の観点から、施設整備費補助

図1 博物館法と現状

種別	設置主体	設置要件	登録または指定する機関
博物館法の規定により登録を受けた施設 登録博物館	地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等	・館長、学芸員必置 ・年間150日以上開館 等	都道府県教育委員会
博物館に相当するとして指定された施設 博物館相当施設	制限なし	・学芸員に相当する職員必置 ・年間100日以上開館 等	都道府県教育委員会等
博物館類似施設	制限なし	制限なし	—
統計上把握していない「広義の」博物館			

統計上把握している施設 5,775

(館数の出典：平成20年度文部科学省社会教育調査)

### 博物館法の制定と博物館への支援

戦後、教育基本法が昭和22年に制定され、これを受けて社会教育法が昭和24年に公布されました。同法において、博物館は図書館とともに「社会教育のための機関(第9条)」と位置づけられ、昭和26年には「博物館法」が定められました。

博物館法には博物館の定義をはじめ、博物館の事業や学芸員の資格・研修、登録制度、公立博物館、私立博物館に関するなどが定めら

金が平成9年度で廃止され一般財源化されました。近年、地方財政の悪化に伴い予算が削減されたり、入館者数も全体的に減少傾向にあるなど、厳しい運営環境となっています。また、地方分権推進に伴い、平成15年には「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」について、定量的な基準が削除され、大綱化・弾力化が図られました。なお、同基準については、その後の博物館法の改正や社会の変化等を踏まえ見直しを行い、新たに私立博物館も対象とした基準として本年12月に告示される予定です。

### 学芸員の資質向上

博物館の専門的職員である「学芸員」については、博物館法および博物館法施行規則でその資格要件等について定められています。平成20年度文部科学省社会教育調査によれば、1館当たりの学芸員数は、登録博物館3・3人、博物館相当施設2・9人、博物館類似施設0・6人となっており、その配置の充実と、養成・研修等を通じた質の向上の両面が課題となっています。平成21年、学芸員の質の向上を期し博物館法施行規則が改正され、平成24年度から新しい養成課程・資格試験が始まろうとしています。

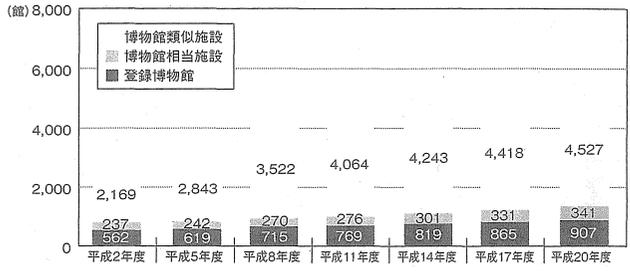
また、平成20年の法改正では、国と都道府県教育委員会に研修の実施が努力義務として位置づけられており、文部科学省では博物館長や学芸員等博物館職員に対し、研修を実施しているところとです。また、文化庁でも文化財に関する専門的な研修会等を実施するとともに、今年度よりミュージアム・エデュケーター研修およびミ

表1 種類別博物館数

	総合	科学	歴史	美術	野外	動物園	植物園	動植物園	水族館
登録	907	127	70	315	373	11	2	—	8
相当施設	341	22	35	121	76	7	9	10	33
類似施設	4,527	280	380	2,891	652	88	58	122	37
計(構成比)	429 7.4%	485 8.4%	3,327 57.6%	1,101 19.1%	106 1.8%	87 1.5%	133 2.3%	29 0.5%	78 1.4%
5,775館(100%)									

(出典：平成20年度文部科学省社会教育調査)

図2 博物館等数の推移



(出典：文部科学省社会教育調査)

ユー・ジ・アム・マネージメント研修を実施しています。

### 近年の博物館関連の法整備

博物館に係る制度については、近年文化政策の観点からも積極的にその充実を図ってきています。平成13年に制定された文化芸術振興基本法では、国の基本的施策として、美術館、博物館、図書館等の充実が明記されました。また、本年4月に、海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その損害を国が補償する「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」が制定され、6月より施行されました。同じく4月に海外の美術品等に対する強制執行等を禁止する「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」が制定、9月より施行され、海外の優れた美術品等が我が国で公開される環境が整えられました。

科学技術政策の観点からも、平成7年に制定された科学技術基本法において、青少年をはじめ広く国民があらゆる機会を通じて科学技術に対する理解と関心を深めることができるよう、学校教育および社会教育における科学技術に関する学習の振興並びに科学技術に関する啓発および知識の普及に必要な施策を講ずることが明記されました。

### 今後の課題

上記の他にも扱う「資料」の特性に応じ、博物館にはさまざまな対応が求められます。また、このたびの東日本大震災をはじめ、各種の一方的に供給するという考え方で、市民との連携・交流とは大きな隔たりがあります。

それでは、琵琶湖博物館はどのように規定されて交流活動を行っているのでしょうか。開館6年前、1990年に発表された「(仮称)琵琶湖博物館基本計画」には、「人間と湖のよりよい共存関係」を築くための手段として、「情報や体験の交流の場となる博物館」を設置するとあります。自然との調和がとれた地域づくりのためには、人どうしの交流が不可欠です。社会関係資本が重要な働きをするので、それを生み出す仕掛けとして博物館を設置する、ということになります。すなわち、交流活動は琵琶湖博物館にとって単なる諸事業の1つではなく、存在意義とまで言えるものです。

琵琶湖博物館が進めているさまざまな交流事業の中でも、利用者の主体性、情報の双方向性がとりわけ高いのが、「フィールドレポーター」と「はしかけ」制度です。

フィールドレポーター制度は、開館翌年の1997年から運営されています。登録者は、滋賀県内の自然や暮らしについて身の回りや調査を行い、その結果を定期的に博物館に報告します。これまでに37回ものアンケート型調査を、毎回異なるテーマを設定して行い、地域情報の掘り起こしを進めてきました。調査結果は、登録者の有志からなるスタッフが、学芸員の助言を得ながらとりまとめ、博物館内およびインターネット上で発信します。最近では調査内容もスタッフが自ら提起することが多いなど、活動の自立性を高めています。近年の問題点として

リスクに備えたり、他の博物館はもちろん地域や学校等他機関との絆を深めるなど、社会の動向や要請に応じた取扱いや運営も求められます。制度面では、博物館登録制度について、前述のとおり、補助金の廃止による登録のインセンティブの減少、首長部局設置による施設の増加などによりいわゆる「類似施設」が大半を占める状況となっており、見直しの必要性が指摘されています。

さらに、海外に目を向けることも必要です。昭和27年には早くも博物館の国際的非政府組織である国際博物館会議（ICOM）が、日本国内委員会の加盟を承認しています。平成21年には日本でICOMのアジア地域の組織であるアジア太平洋地域連盟（ASPAC）の国際会議

## 琵琶湖博物館の交流活動

滋賀県立琵琶湖博物館専門学芸員

大塚泰介

本特集「博物館法60周年を迎えて」の事例紹介として、琵琶湖博物館の市民連携（琵琶湖博物館では交流活動と呼んでいる）について書くことになりました。そこでは、市民との連携あるいは交流が博物館法の中でどのように規定されて

は、登録者が100名を割り込むなど低落傾向にあり、また登録者の地域的偏りによって滋賀県の全地域にわたるきめ細かい調査が必ずしもできていないことがあげられます。

はしかけ制度はフィールドレポーターの発足から遅れること約3年、2000年に発足しました。琵琶湖博物館の理念に共感し、ともに琵琶湖博物館の活動をつくっていくという意志を持った人たちのための登録制度です。博物館職員を担当につけて活動グループを作ることで、登録者自らが活動を企画・運営することができます。

現在、登録者は300名を上回り、15グループがさまざまな活動を展開しています。活動内容は博物館資料の収集、調査研究、観察会や体験学習の運営など多岐にわたります。ここ数年

が開催されました。現在、中国等の博物館界が国際会議やフェスティバルを開催するなど活発な活動を展開しており、我が国の博物館にもさらなる国際的活動が期待されます。

また、ICOMでは職業倫理規程を定めています。施設の運営面について定める「望ましい基準」などと車の両輪の関係として、我が国でも職員の倫理面に関し関係者自らにより申し合わせることを期待されます。

他にも博物館の評価、さらなる職員の資質の向上など、検討すべき点が山積しています。文部科学省としては、今後とも関係者のご協力を得ながら、生涯学習社会における学びの拠点である博物館の充実発展を図ってまいります。

いるのかを調べてみました。ところが、博物館の事業を規定する第3条には、市民との連携や交流に関する規定がまったく見当たりません。内容的に多少とも近いものとして「援助」の文字がいくつか見られましたが、これは博物館がサービスを

は、その研究成果が論文化され、新聞やインターネット上で賑わすことも多くなっています。

フィールドレポーターははしかけのもつ参加者の主体性、情報の双方向性は、今世紀初頭には確かに革新的なものでした。しかしそれから10年足らずで、もはや特別なものではなくなっています。多くの博物館でボランティアの位置づけが、「運営の補助者」から、「ともに博物館活動をくりあげていくパートナー」に変わりつつあります。多くの博物館ボランティアが活動の独立性を高め、市民からなるNPOが博物館運営の主体となる例も見られるようになりまし。こうした流れは今後も止まず、地域における博物館の働き、とりわけ私たち学芸員が果たす役割に変革を迫っていくことではないかと。

## 美術館から街へ 街から美術館へ

佐倉市立美術館学芸員

木邨かおり

1994年11月に開館した当館は、佐倉・房総ゆかりの作家や地域と友好関係にあるオランダを中心とした展覧会を実施しています。また、それらの展覧会にあわせたワークショップ以外に、1つの独立した企画としてのワークシ

ョップ事業を展開しています。しかし、施設の構造上、ボランティアを恒常的に受け入れるスペースがなく、現在、事業の内容にあわせてそのつど、市民に参加を呼びかけているのが現状です。

開館の翌年から10年間続いた「体感する美術」は、美術や美術館とまちやひとのつながりを考えていこうというシリーズで、子どもから一般までの参加者を募集して行うワークショップや、展覧会、研究会などを行いました。この事業は、夏休みに館外で事業を行い、美術館の職員だけでなく、アーティストや市民など、いろいろな方々に主体的に企画と運営にかかわってもらうことを基本としました。また、継続性も意識し、前年度の活動に携わった市民のボランティアを中心として次の事業を進めていきました。その結果、市民ボランティアの問題意識や探究心は高まりましたが、一方で各人の目指す方向性が多様化していきました。そのため、新たな方向性を求めて、地域の商店街などと連携した事業に展開し、近隣の大学と連携した「アートプロジェクト事業」へと変化していきました。

現在、この「アートプロジェクト事業」は、テーマとターゲットを絞った「アート・フォト・サクラ」を行っています。この事業は、「市民の、市民による、市民のための」写真展として、今年5回目を迎えました。市民ボランティアにより実行委員会が組織され、作品の募集、審査をし、展示作業まで行っています。展示された作品は、来場した市民により投票され、順位が定められます。館としては市民協働型の事業と位置づけ、写真をおして「アート」について考えるきっかけを作り、将来的には社会貢献活動を考える人々の交流の場の提供を目指しています。

また、夏休みに開催する展覧会では、美術館利用者を対象とした創作活動などのワークショップを実施しています。市の広報やHPなどでワークショップを企画する係と運営する市の市民ボランティアを募集し、集まったボランティアの企画は事前に何度も打ち合わせを行い、「会期中いつでも気軽に体験できる仕掛け作り」「より深く展覧会の内容が理解できる期間限定のイベント」という視点で事業を企画し、運営まで担当します。一方、運営班は、「会期中いつでも体験できるワークショップ」を交替で担当します。このような一般の方の素朴な疑問や興味から生まれたワークショップは、老若男女を問わず、来館者にも親しみを持って受け入れられています。

## 地域に根ざした水族館を目指して 各機関との連携

海の中道海洋生態科学館(マリンワールド海の中道)  
学習交流課長 三宅基裕

はじめに

マリンワールド海の中道は福岡市にある水族館です。国営海の中道海浜公園内に平成元年にオープンしました。地域の社会教育機関とし

近年、市民によるさまざまな活動が活発になるにつれ、市民も美術館で作品を鑑賞するだけでなく、自分のライフスタイルにあった美術館とのかかわりを模索しているように思われます。幸い館内には開放的なフリースペースが割合多く存在するため、散策の途中などに立ち寄って休憩される方もいます。より多くの方々に自分にとって居心地の良い場所を美術館の方でみつけてもらい、自由なスタイルでひとときを過ごしてほしい。そのためには、いろいろな角度から施設を見直し、アートを感得する空間作りを行うとともに、市民との主従ではない、美術をとおしてゆるやかな関係を築きながら事業を展開していきたいと考えています。

て、開設時より活発な教育活動を実施してきましたが、プログラムの充実や外部の教育機関との連携を強化するために、平成7年に「教育研究活動室(現・学習交流課)」を設置しました。近年、社会教育機関活用へのニーズの高まり

を受け、より「地域に根ざした水族館」を目指し、プログラムの充実のほか、学校・教育委員会・他博物館など外部の機関との連携も進めてきました。ここでは、福岡市内を中心に各機関と連携したプログラムや共同展示等を紹介していきます。

### 福岡市との連携 「それいけ!海の冒険団」

海の中道海浜公園内に福岡市ことも未来局が管轄する宿泊研修施設「海の中道青少年海の家」があります。当館とは平成4年から毎年、「秋の水族館教室」を共同の主催事業プログラムとして開催してきました。当時としては例の少ない、水族館で仮眠しての生物の夜間観察等を実施し、自然環境への理解を促してきました。同プログラムは、平成19年からはプログラム名を「それいけ!海の冒険団」と改め、昼夜の生物観察のみならず、海浜公園の立地を活かし、地域の海洋環境にも理解を深める工夫も加えています。



移動水族館



アサラン夜間観察

### 福岡県との連携 「移動水族館教室」

「移動水族館教室」は、「平成11年度親しむ博物館づくり事業」としてスタートしました。海の生物に触れる機会の少ない、山間部の小学校や特別支援学校を中心に、水槽・標本・展示解説装置・着ぐるみなどを展示し、児童や保護者等を対象に、見て・聞いて・触って・感じる体験を提供してきました。これまで、福岡県内の22の学校で実施しましたが、各地で満遍なく開催するために、県教委から該当地域の教育事務所経由で各学校に募集を通知し、希望校の中から選抜しています。

### 福岡市近郊の大学との連携展示

平成21年より、福岡市近郊の大学を対象に、水族館内で、各研究室の成果を発表する場を提供する試みを始めました。大学側は学会や学内発表会を除き、一般へ研究内容への理解を広める機会が少ないため、水族館という集客施設での展示・解説活動



大学による出展

は、学生のコミュニケーション能力の涵養が目指せます。一方で水族館側には、展示の幅が広がることも、研究機関である大学とのパイプができ、水族館機

能の拡大も期待できます。これまで3年間で、7大学20件の展示やワークショップを実施してきました。

### 福岡県内各種博物館との連携

水族館と動物園は頻繁に連携がありますが、異種間博物館の交流はほとんどありませんでした。当館では、「平成12年度科学系博物館活用ネットワーク事業」と、「平成21年度博物館ネットワーク構築事業」の2つの大きな事業に参加したことで、職員および館同士の垣根が取り払われ、異種博物館との連携事業が実現できるようになりました。展示物の貸し借りはもとより、イベント・ワークショップの共同実施など手法は多岐に渡ります。

### 連携のポイントとは?

- ①互いのメリットを探る
- ②互いの資源(物・人・ネットワーク)を有効に活用する。
- ③できることから始める
- ④各機関の考え方や、職員の立場はそれぞれ大きく異なります。
- ⑤各機関のキーマン
- ⑥各機関に連携のメリットを理解したキーマンが必要。

これら3つのポイントをおさえることが、各機関・施設との良好な関係を構築し、効果的なプログラムの実施や、地域に根ざした博物館・水族館の実現につながると考えます。

# 文部科学時報

12 December 2011 No.1632  
2011年12月10日発行

The Monthly Journal of MEXT: All contents are  
composed of the latest policy information about  
Education, Culture, Sports, Science and Technology.



文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY

◆MEXT.61 文部科学時報 2011年12月号 No.1632 12月10日発行

◆著作権所有  
企画・編集

文部科学省®

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 (代表)

E-mail: [mextjnal@mext.go.jp](mailto:mextjnal@mext.go.jp)

URL: [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/jihou/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/jihou/index.htm)

◆発行所

株式会社 ぎょうせい

本社: 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部: 〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11

TEL: 03-6892-6666

0120-953-431 (フリーコール)

URL: <http://gyosei.jp>

◆印刷所

ぎょうせいデジタル株式会社

本誌掲載記事を無断で転載、複製することを禁じます。

本誌掲載記事のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

次号 1月号 2012年1月10日発行